

大阪府医師会母体保護法指定医師の指定基準

昭46. 5.25 制 定
平 8. 9.26 一部改定
平12. 3.21 一部改定
平14. 5.30 一部改定
平18. 2.21 一部改定
平21.12. 3 一部改定
平26. 1.22 一部改定、平26. 4.1 施行

母体保護法指定医師を指定する場合は、大阪府医師会は母体保護法指定医審査委員会（以下、審査委員会という。）を設置し、人格、技能及び設備の3点を考慮して、適正なる審査を行うとともに遵守事項の励行を求めるものとする。

1. 人 格

母体保護法指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

2. 技 能

大阪府医師会が認める研修機関において、一定期間産婦人科医としての専門知識を修め、手術並びに救急処置法等の手技を修得しかつ下記要件を具備すること。

- (1) 医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの。
- (2) 研修期間中に20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の実地指導を受けたもの。ただし10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。
なお、指定医師でない医師については、研修機関で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。
- (3) 大阪府医師会の定める指定医師のための講習会（以下、「母体保護法指定医師研修会」という。）を原則として申請時まで受講していること。^{注1)}

注1) なお、この要件は当面の間新規指定には適用せず、審査時の認定講習会受講を要件と致します。

3. 研修機関の条件

指定医師が指定を受けるための研修機関は、下記の各要件を充たす医療施設とする。

- (1) 医育機関の付属施設又は年間の開腹手術（腹腔鏡手術および帝王切開手術を含む。）50例以上、分娩数（帝王切開を含む。）200例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、緊急手術に対応できる機関とする。
- (2) なお、2名以上の有資格者のうち1名を主任指導医とし、主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有する者でなければならない。

4. 研修機関の申請、認定並びに登録

- (1) 研修機関の認定を申請する医療機関は、大阪府医師会長宛に研修機関認定申請書を提出し、審査を受けなければならない。
- (2) 大阪府医師会は、適格と認めた医療機関を研修機関として認定し、登録する。

5. 指定医師指定取得の申請、指定並びに登録

指定医師の指定の取得を申請するものは、大阪府医師会長宛に「母体保護法指定医師申請書」を提出し、審査を受けなければならない。

大阪府医師会は、指定を希望するものを指導し、適格と認めたものを指定医師として登録し、指定証を発行する。

原則として医師は複数の施設の指定医師を兼ねることはできない。

6. 設 備

医療施設は救急体制を備え、指定基準細則に定める設備を有すること。

ただし、中期中絶を行う場合は、必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

7. 設備指定の申請、指定並びに登録

指定医師の指定を申請するものは、従事する医療施設について、大阪府医師会長宛に設備指定の申請を行い、指定を受けなければならない。

その場合、原則として、複数の施設の設備指定を受けることができない。

- (1) 大阪府医師会は、適格と認めた施設を設備指定し、登録する。
- (2) 指定医師は、設備指定を受けた施設が設備の大幅な変更を行った場合、再申請して再指定を受けなければならない。
- (3) 設備指定を受けた施設において、従事する指定医師が欠けた場合、その施設の長は指定医師が欠員であることを速やかに大阪府医師会長宛に届け出なければならない。その時点で設備指定は失効する。

8. 人工妊娠中絶実施報告書の届出

指定医師及び指定医療施設の長は、人工妊娠中絶手術の届出の正確を期すること。

9. 指定の更新及び取消

指定医師の指定の更新は、2年毎に次の諸事項を参考として行うものとし、不適格と認められる場合には、指定を保留し、又は指定の更新を行わないことがある。

- (1) 第11項に示す指定医師遵守事項の励行。
- (2) 第1項及び第6項の指定条件の各項目に関する適否。
- (3) 第8項に示す人工妊娠中絶実施報告書の届出の励行。
- (4) 母体保護法指定医師研修会を必ず受講すること。

指定医師として不適格な事情が発生した場合には、定期的更新を待つことなく、直ちに上記各号の事実も勘案して指定医師であることの適否について検討し、指定の取消その他の処分を行うものとする。

10. 指定医師の誓約

指定に際して別項に定める遵守事項を厳守することを文書により誓約するものとする。

11. 指定医師の遵守すべき事項

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応を厳守すること。
- (2) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (3) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること。
- (4) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとし、往診先又は他の施設においては行わないこと。
- (5) 必要に応じて術後の受胎調節を指導すること。

12. 母体保護法指定医審査委員会

大阪府医師会内に母体保護法指定医審査委員会を設置する。審査委員は大阪府医師会長が委嘱する。審査委員会は大阪府医師会長より諮問を受け、指定医師の審査にあたり、審査結果を答申する。必要に応じて指定医師及び実施施設に対して実地指導ができる。

13. 不服審査委員会

指定に関して不服がある医師は、大阪府医師会に再審査を請求することができる。

当該請求がなされた場合、大阪府医師会は審査委員会とは別に、不服審査委員会を設け審議を行う

ものとする。

大阪府医師会長は、不服審査委員会の審査結果に基づき不服申立に対する措置を行う。

14. 指定基準の改廃

本指定基準の改廃については、大阪府医師会理事会の議を経なければならない。

附 則

- (1) 第2項の技能に関しては、昭和47年4月1日以降研修を開始するものに適用する。ただし、(3)の母体保護法指定医師研修会の受講に関しては、平成26年4月1日以降の新規指定に際して、これを適用する。
- (2) 第6項の設備に関しては、平成21年12月3日以降の指定並びに更新に際して、これを適用する。
- (3) 第9項(4)の母体保護法指定医師研修会の受講に関しては、平成28年以降の更新に際して、これを適用する。
- (4) その他の項については、原則として平成26年4月以降の新規指定並びに更新に際して、これを適用する。但し、第2項第1号については、平成14年4月1日以降の新規指定並びに更新につき、これを適用する。
- (5) 大阪府医師会は、第3項に該当する研修機関のリストを準備しておくものとする。
- (6) 指定の申請に当たっては、主任指導医の証明書又は日本産科婦人科学会専門医認定証の写しに添えて、第2項(2)に基づく人工妊娠中絶手術又は流産手術の症例に関して、下記の様式による実施報告書を提出するものとする。
- (7) 本改定基準の効力発効以前の基準により母体保護法指定医師の指定を受けている医師は、第2項に定める技能要件を既に充足しているものと見なす。

(様式)

研修症例実施報告書

研修医師氏名 ()

年月日	妊娠週数	病院名	主任指導医名	人工妊娠中絶手術、 流産手術の別